

令和2年5月29日

本科4年生以上の学生及び保護者 各位

一関工業高等専門学校
学生課学生支援係

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請手続きについて（お知らせ）

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入や学生のアルバイト収入が激減した学生への給付金（10万円で1回限り、非課税世帯は20万円）が創設されました。

給付金の詳細は下記の文部科学省ホームページにあるとおりですが、学校が学生からの申請を受け、日本学生支援機構が申請者の口座に振込み支給する流れになっています。

〔文部科学省〕

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～学びの継続給付金～

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

つきましては、申請を希望される方は上記ホームページにある「概要」や「学生の皆様向けページ」にある「申請の手引き（学生・生徒用）」をご覧ください。支給要件に該当すると思われる場合は、必要な様式をダウンロードして記入のうえ、必要書類を添付し、学生課学生支援係まで郵送等によりご送付ください。

申請の手引きや様式は、Office 365 Teams > 【一関】学生ポータル > 学生支援係 にも掲載しています。

【学校への提出期限】令和2年6月12日（金）

なお、「申請の手引き（学生・生徒用）」には、「5.支給対象者の要件（基準）」が示されていますが、最終的には学校が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断することとされていますので、基準に足りないと思われる場合でも自己判断せず、家計状況等について申請書で自己申告のうえ、幅広く申請して下さい。また、様式中の「1年生」は「高専4年生」と、「2年生以上」は「高専5年生以上」と読み替えて記入してください。

例えば、今現在アルバイトをしていなくても、保護者の収入が激減して、これから自分がアルバイトをしなければ学業の継続が困難になる場合や、奨学金等を受けていなくても、これから申込みを予定している場合など、支援が必要となる状況を申請書の「3. 申し送り事項」に記載し申請してください。

ただし、学校ごとに申請枠がありますので、申請しても必ず支給されるとは限りませんのでご了承願います。

また、申請の状況により第2次募集が行われたり、新たな支援が行われることもありますので、学校の公式ホームページ等の情報にご注意願います。

- ◆ 一関高専公式ホームページ <http://www.ichinoseki.ac.jp/>
- ◆ 特設サイト「一関高専 新型コロナ関連情報」 <http://inct-covid.ichinoseki.ac.jp/>
- ◆ Teams > 【一関】学生ポータル > 学生支援係

この一時金のほか、家計が急変した場合に利用できる奨学金等については（裏面）をご覧ください。

【本件問い合わせ先】

一関工業高等専門学校 学生課学生支援係（月曜～金曜 8:30～17:00）

〒021-8511 岩手県一関市萩荘字高梨 TEL: 0191-24-4719（担当：佐藤、鈴木）

FAX: 0191-24-4530 電子メール: gakusei_kakari@ichinoseki.ac.jp

【新型コロナウイルス感染症の影響で学費等の支援が必要になった場合に利用できる制度】
文科省 HP をご参照ください https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

① 高等教育の修学支援新制度【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

概要：給付奨学金＋授業料・入学料の減免

申込時期：在学採用は6月中（秋にも募集予定）。家計急変は随時。

（家計急変）https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

② 日本学生支援機構の貸与奨学金【幅広い世帯の方】

概要：第一種（無利子）奨学金、第二種（有利子）奨学金

申込時期：在学採用は6月中（秋にも募集予定）。家計急変は随時。

（家計急変）https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

上記の奨学金や授業料減免等については、各ホームページに詳しい内容が公開されています。
利用される場合の条件や家計状況の急変などで必要な書類等を確認のうえ、申し込みを希望する場合は学生課学生支援係まで連絡願います。

<修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等>

※ 以下の制度について知りたい方は、各制度の問い合わせ先に連絡してください。

③生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付等の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度。

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

④生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内（大学の場合）で貸付をうけられる制度。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っている。

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

⑤母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度。

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

<その他>

⑥特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

⑦日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行う。利息は年1.71%（固定金利）です。

申込時期：随時

問合せ先：日本政策金融公庫

【様式1】

学生支援緊急給付金申請書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の学生支援緊急給付金を申請します。
私が現在、機構の奨学生である場合は、機構が保有する私の口座情報を学生支援緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日	2020年	月	日
所属する学校名					
学籍番号					
氏名	カナ（姓）		カナ（名）		
	漢字（姓）		漢字（名）		
生年月日（和暦）		昭和・平成	年	月	日生
		電話番号			
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。			—	—	

2. 振込先情報

※ 機構の奨学生は記入不要です。ただし、機構の奨学生であっても機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生支援緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義（カナ氏名） ※通帳記載の口座名義人を記入	
------------------------------	--

（ゆうちょ銀行以外の金融機関）

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農協	支店 営業所 出張所
金融機関コード	店舗コード	
預金種別 ※いずれかに○	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号 ※右詰で記入		

（ゆうちょ銀行）

ゆうちょ銀行	記号	
	番号	

3. 申し送り事項

- ※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることなど、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。
- ※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

4. 添付書類

- ※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

チェック	書類名
	預貯金通帳の写し（任意）
	アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）
	アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後）（任意）
	奨学生証又は住民税非課税証明書（提出可能な場合）
	その他（ ）

ご記入いただいた情報は、機構の学生支援緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【様式2】

学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

私は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学生支援緊急給付金に申請するにあたり、次の①～⑥(留学生は①～⑤及び⑦)の申請要件について、満たしている項目を確認しました。

要件チェック項目	チェック欄(レ)	金額(年額)
①家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り年額を記載すること		万円
②自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない		
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。 ※1年生はアルバイトでの収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載すること		万円
④家庭(両親)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない		
⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)が大幅に減少(前月比50%以上)している		
⑥既存制度について以下のいずれかを満たす		
1) 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)の第Ⅰ区分の受給者		
2) 新制度の第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者		
5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者		
⑦留学生等(日本語学校の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30以上であること 2) 1か月の出席率が8割以上であること 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学金・授業料等は含まない。) 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること		

上記の内容に相違ないことを誓約し、申請内容に虚偽があつた場合は返金することに同意します。

令和 年 月 日

学校名 _____ 学部/研究科名 _____

学籍番号 _____

署名: _____